

募金要綱

1. 募金目的 第104回全国高等学校野球選手権大会に関わる諸費用の支援補助。
万一、余剰金がある場合は盈進学園教育活動全般にわたる支援補助金に充てる。

2. 募集期間 2022(令和4)年7月30日～2022(令和4)年9月30日

3. 募金の方法
 - (1). 振込先 ゆうちょ銀行
振替口座 01350-8-45427
口座名義 学校法人盈進学園
※振込の場合は、必ず住所・お名前のご記入をお願いいたします。
※振込手数料については、寄付者様のご負担となりますので、ご協力の程お願い申し上げます。

 - (2). 振込先 広島銀行 福山営業本部
普通口座 1976770
口座名義 学校法人盈進学園
※振込時に、電話番号(ハイフンなし)→お名前の順で入力して下さい。
※振込手数料については、寄付者様のご負担となりますので、ご協力の程お願い申し上げます。

 - (3). 現金をご寄付いただく場合
奉加帳をもってお願いする係の者にお渡しいただくか、盈進学園の事務室に直接ご持参ください(月～金曜日 受付時間 9:00～17:00)。

4. 寄付金控除 本学園へのご寄付は、税制上の優遇措置が受けられます。別紙「税制上の優遇措置について」をご覧ください(税額控除並びに所得控除の手続きの際に使用する、本学園発行の「寄付金領収書」および本学園が広島県知事から交付を受けている「特定公益増進法人であることの証明書写」、「税額控除に係る証明書写」を送付します)。

お問い合わせ先 盈進学園事務室 〒720-8504 広島県福山市千田町千田 487-4
TEL 084-955-2333 FAX 084-955-4423

税制上の優遇措置について

個人のみなさまの場合

所得税

本学園への寄付金は、広島県知事より寄付金控除となる証明を受けております。
下記の2種類の制度からいずれか有利な制度をお選びいただき、所得税制上の優遇措置を受けることができます。
(そのためには、確定申告をする必要があります。)

1.税額控除制度

(寄付金額－2千円)×40%を所得税額から控除(上限所得税額の25%)
〈還付される金額の例〉年間所得600万円の方が5万円のご寄付をされた場合 還付額19,200円

2.所得控除制度

寄付金額(上限:所得の40%)－2千円を総所得から控除
〈還付される金額の例〉年間所得600万円の方が100万円のご寄付をされた場合 還付額199,600円

※税額控除並びに所得控除の手続きは、本学園発行の「寄付金額収書」および本学園が広島県知事から交付を受けている「特定公益増進法人であることの証明書写」、「税額控除に係る証明書写」を添えて、ご寄付いただいた翌年の確定申告期間に所管税務署に確定申告を行うことにより、所得税の還付が受けられます。

法人のみなさまの場合

法人税法上の優遇措置を受けられます。寄付金に対する損金算入等の措置に関する手続きには、下記の2種類があります。

1.「受配者指定寄付金」はその全額が事業年度の損金となり、2.「特定公益増進法人への寄付」は一定の限度額までが損金に算入できます。(専門の税理士等に、金額と時期は相談された方がよいかと思います。)

1.受配者指定寄付金

この寄付金は、本学園が「受配者指定寄付金」として、日本私立学校振興・共済事業団(以下、「事業団」という)を通じていただくものです。この制度を利用して寄付者(企業・法人)は、寄付金を全額損金に算入することが可能です。本制度の利用をご希望の方は、本学園法人事務局までご連絡下さい。ご入金いただいた寄付金は、本学園から一旦事業団へ送金します。損金算入に必要な事業団発行の「寄付金受領書」は、事業団から発行され次第、本学園を経由して送付いたします。

※寄付者(企業・法人)が直接事業団に振り込まれる場合は、事前に本学園法人事務局までご連絡ください。

(お願い)事業団の寄付金受領日は、受入期間内において事業団の指定銀行の口座に寄付金が入金された日となります。従って、寄付者である企業・法人の寄付金を支出した日の属する事業年度(決算日)を過ぎてしまいますと寄付者はその年度の損金算入が認められなくなります。決算日にご注意いただきますようお願いいたします。

2.特定公益増進法人への寄付

特定公益増進法人に対する寄付として、損金算入限度額とは別枠で損金として算入できます。

〈損金算入限度額〉= (資本金等の金額×0.375%+当該年度所得×6.25%)×1/2

特定公益増進法人に対する寄付金の合計額が、特定損金限度額を超えて損金に算入されなかった金額は一般寄付金の損金算入限度額の範囲内で損金算入ができます。

〈一般寄付金の損金算入限度額〉= (資金等の金額×0.25%+当該年度所得×2.5%)×1/4

※損金算入は、本学園発行の「寄付金額収書」および「特定公益増進法人であることの証明書写」によって法人税減免の手続きをすることができます。

募金についてのお問い合わせ

学校法人 盈進学園 法人事務局

〒720-8504 広島県福山市千田町千田487-4 TEL:084-955-2333 FAX:084-955-4423
E-mail: eishin-jhg@eishin.ed.jp